

根室市情報公開条例

(目的)

第1条 この条例は、公文書の公開を請求する市民の権利を明らかにするとともに、実施機関が保有する情報の公開を図り、市政の諸活動について説明する責務を全うすることにより、市政に対する市民の理解と信頼を深め、市民による市政の監視・参加の充実に資し、もって、より一層公正で開かれた市政の推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長、病院事業管理者及び議会をいう。
- (2) 公文書 業務上組織的に用いるものとして実施機関の職員が職務上作成又は取得した、文書、図面、写真、フィルム、磁気テープ及び磁気ディスクその他これらに類するもので、実施機関が保有しているものをいう。
- (3) 公文書の公開 実施機関がこの条例の定めるところにより公文書を閲覧若しくは視聴に供し、又はその写しを交付することをいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、市民の公文書の公開を求める権利が十分尊重されるよう、この条例を解釈し運用するとともに、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第4条 この条例の定めるところにより公文書の公開を受けたものは、これによって得た情報をこの条例の目的に即して適正に使用するとともに、第三者の権利を侵害することがないようにしなければならない。

(公開を請求できるもの)

第5条 次の各号に掲げるものは、実施機関に対して公文書（第5号に掲げるものにあつては、そのものの有する利害関係に係る公文書に限る。）の公開を請求することができる。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内の事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内の学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有すると認められるもの

(公開請求の手続)

第6条 前条に規定するものが公文書の公開の請求（以下「公開請求」という。）をしようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、市内の事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 公開請求をしようとする公文書の件名又は当該公文書を特定するために必要な事項
- (3) 公文書が第11条の規定に該当するものとして公開請求をしようとする場合にあつては、同条に該当する旨及びその理由
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

(公開請求に対する決定等)

第7条 実施機関は、前条の請求書の提出を受けたときは、提出のあった日の翌日から起算して14日以内に当該公開請求に係る公文書を公開する旨又は公開しない旨の決定をしなければならない。

- 2 実施機関は、前項の決定をしたときは、当該公開請求をしたもの（以下「請求者」という。）に対し、速やかにその内容を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の規定により公文書を公開しない旨の決定（第10条の規定による公文書の一部を公開しない旨の決定を含む。）をしたときは、前項の書面によりその理由を付記しなければならない。この場合において、当該公開しない旨の決定をした公文書が、期間の経過により公開することが可能となる時期が明らかであるときは、その旨を付記するものとする。

- 4 実施機関は、やむを得ない理由により第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、当該期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、延長の理由及び決定をすることのできる時期を、書面により速やかに通知しなければならない。
- 5 実施機関は、第1項の決定をするに当たって、当該決定に係る公文書に第三者に関する情報が記載されているときは、必要に応じて当該第三者の意見を聴くことができる。
- 6 実施機関は、前項の規定により当該第三者から意見を聴いた場合において、公文書を公開する旨又は公開しない旨の決定をしたときは、当該第三者に対して当該決定内容を、書面により速やかに通知しなければならない。

(公開の実施)

第8条 公文書の公開は、実施機関が前条第1項の通知の際に指示した日時及び場所において行う。

- 2 実施機関は、前項の規定により公文書を公開する場合において、当該公文書が汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときその他相当の理由があるときは、当該公文書を複写したものにより公文書の公開をすることができる。

(公開しないことができる公文書)

第9条 実施機関は、公文書の公開の請求があった場合は、次の各号のいずれかに該当する情報(以下「非公開情報」という。)が記録されているときを除き、当該公文書を公開しなければならない。

- (1) 個人情報 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することで、特定の個人を識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令等の規定により何人でも閲覧することのできる情報
 - イ 公表することを目的として実施機関が作成し、若しくは取得した情報
 - ウ 法令等の規定に基づく許可、免許、届出等の際に作成し、又は取得した情報であつて、公開することが公益上必要であると認められるもの
- (2) 法人等事業活動情報 法人その他団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。)、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。)) (以下「国等」という。))を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより当該法人等又は事業を営む個人の営業上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあると認められるもの、又は公開しないことを条件として任意に提供された情報であつて、当該情報の公開に対して当該法人等又は事業を営む個人の同意を得られないもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法人等又は個人の事業活動により生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、身体又は健康を保護するために公開することが必要であると認められる情報
 - イ 法人等又は個人の違法又は不当な事業活動から生じ、又は生ずるおそれのある支障から市民生活を保護するために公開することが必要であると認められる情報
 - ウ その他公開することが公益上必要であると認められるもの
- (3) 意思形成過程情報 市の機関内部若しくは機関相互又は市と国等との間における審議、検討、調査研究又は協議等の意思形成過程に関する情報で、公開することにより公正又は適正な意思形成に著しい支障が生ずるおそれのあるもの
- (4) 行政運営情報 市の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、検査、許可、試験、人事、入札、争訟、交渉その他事務事業に関する情報であつて、公開することにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的を損ない、又は当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生ずると認められるもの
- (5) 国等協力関係情報 市の機関と国等の機関との間における協議、依頼等により作成し、又は取得した情報であつて、公開することにより協力、信頼関係を著しく損なうおそれのあるもの
- (6) 公共安全維持情報 公開することにより、人の生命、身体又は財産の保護、行政上の取締り、犯罪の捜査等公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのあるもの

(7) 法令秘情報 法令等の規定により明らかに公開することができないとされているもの及び主務大臣等から法律の規定に基づき公開しないよう指示のあるもの
(公文書の一部公開)

第10条 公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている部分がある場合において、その部分を容易に、かつ、当該公開請求の趣旨が損なわれない程度に分離することができるときは、当該情報が記録されている部分を除き、公文書を公開しなければならない。
(公益上の必要による公開)

第11条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合であっても、当該情報を公開することが人の生命、身体、健康又は生活の保護のため公益上必要があると認めるときは、当該公文書を公開するものとする。
(公文書の任意的公開)

第12条 実施機関は、第5条の規定により公開請求をすることができるもの以外のものから公文書の公開の申請があったときは、これに応ずるよう努めるものとする。ただし、当該申請に係る公文書に非公開情報が記録されているときは、この限りではない。

2 前項の規定に基づく公文書の公開の手続については、第6条から第8条までの規定に準じた取扱いとする。

(公文書の存否に関する情報の取扱い)

第13条 実施機関は、公開請求に係る公文書が存在しているか、又は存在していないかを答えるだけで、第9条各号の規定により保護される利益が当該公文書を公開した場合と同様に害されることとなるときは、当該公文書の存否を明らかにしないことができる。
(費用の負担)

第14条 この条例の規定による公文書の閲覧又は視聴に係る手数料は、無料とする。ただし、公文書の写しの作成及び送付に要する費用は、請求者(第12条の規定による公開の場合にあっては、申請者)の負担とする。
(審理員による審査手続の適用除外)

第14条の2 第7条第1項の規定に基づく決定又は公開請求に係る処分若しくは不作為に係る行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条及び第3条の審査請求(以下「審査請求」という。)については、同法第9条第1項本文の規定は、適用しない。
(審査会への諮問)

第15条 公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に係る実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、根室市情報公開・個人情報保護審査会条例(令和5年根室市条例第4号)第1条に規定する根室市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を容認し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合

第16条及び第17条 削除
(他の法令等との調整)

第18条 この条例は、法令、他の条例等の定めるところにより閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本等その他写しの交付の手続が定められている公文書については、適用しない。

2 この条例は、図書館その他の市の施設において、市民の利用に供することを目的として管理している公文書については、適用しない。

(情報の提供)

第19条 実施機関は、この条例による公文書の公開のほか、保有する情報を積極的に市民の利用に供するよう、情報提供施策の推進に努めるものとする。
(公文書の目録等の作成)

第20条 実施機関は、公文書の検索に必要な目録等の資料を作成し、一般の閲覧に供するものとする。
(運用状況の公表)

第21条 市長は、毎年1回、各実施機関の公文書の公開等の実施状況を取りまとめ公表するものと

する。

(委任)

第22条 この条例の施行について必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。
(適用区分)
- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に実施機関が現に保有している公文書について適用する。

附 則 (平成17年6月27日条例第19号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は平成17年7月1日から施行する。
(根室市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)
- 10 この条例の施行前に根室市情報公開審査会にされた諮問で、この条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは、根室市情報公開・個人情報保護審査会にされた諮問とみなし、当該諮問について根室市情報公開審査会がした調査審議の手続は根室市情報公開・個人情報保護審査会がした調査審議の手続とみなす。
- 11 根室市情報公開審査会の委員であった者に係るその職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 12 この条例の施行の際、現に改正前の根室市情報公開条例第16条第2項の規定により市長の委嘱を受けた委員は、改正後の根室市個人情報保護条例第21条第2項の規定による委嘱を受けたものとみなす。ただし、この場合の委員の任期は、改正前の根室市情報公開条例第16条第2項により委嘱を受けた任期の残任期間とする。

附 則 (平成27年3月18日条例第16号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月18日条例第4号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 3 第2条の規定による改正前の根室市情報公開条例における実施機関の処分又は不作為についての不服申立てであって、この条例の施行の日前にされた実施機関の処分又はこの条例の施行の日前にされた請求に係る実施機関の不作為に係るものについては、なお従前の例による。